

# 行橋市指定袋等販売店取扱要領

## 1. 趣 旨

この要領は、行橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条第2号に規定する指定袋等の販売店の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2. 指定袋等の販売店登録

- (1) 指定袋等の販売は、市内又は市内に隣接したコンビニエンスストア、スーパー及び商店等(以下『販売店』という。)で行うものとする。
- (2) 販売店は登録制とし、登録を受けようとする者は、指定袋等販売店登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

## 3. 販売店登録通知

市が販売店として登録した場合は、指定袋等販売店登録通知書(様式第2号)を交付するものとする。

## 4. 登録の有効期間

販売店の登録有効期間は、契約締結日から1年間とする。登録取り消しの意思表示がないときは、有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

## 5. 登録事項の変更

販売店の登録事項を変更しようとする場合は、指定袋等販売店登録事項変更届出書(様式第3号)を提出しなければならない。

## 6. 登録の取り消し

販売店の登録を取り消しようとする場合は、指定袋等販売店登録取消申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

## 7. 調 査 等

市長が特に必要と認めた場合は、販売店の調査をすることができる。

## 8. 市の登録取消

市は、販売店が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 指定袋等の販売業務に関し、不正な行為又は不誠実な行為をし、又はする恐れがあると認められる場合。
- (2) その他、特に市長が必要と認めた場合。

## 9. そ の 他

この要領に定めるものの他、必要な事項については、市長が別に定める。

## 附 則

この要領は、平成14年6月1日から施行する。